

第139期定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

- ①事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項
 - (i)直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移
 - (ii)新株予約権等に関する事項
 - (iii)会計監査人に関する事項
 - (iv)業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤個別注記表

日本郵船株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しています。

直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区分	第136期 2022年度	第137期 2023年度	第138期 2024年度	第139期(当期) 2025年度
売上高	2,616,066	2,387,240	2,588,700	2,423,689
経常損益	1,109,790	261,341	490,866	211,135
親会社株主に 帰属する当期純損益	1,012,523	228,603	477,707	211,750
1株当たり 当期純損益	1,993.71円	468.13円	1,070.32円	504.85円
総資産	3,776,797	4,254,770	4,320,269	5,201,670
純資産	2,524,993	2,693,365	2,969,973	3,143,437
1株当たり純資産	4,877.55円	5,772.5円	6,735.03円	7,575.98円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は、自己株式を除いています。
- (注2) 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。
- (注3) 第136期の1株当たり当期純損益及び1株当たり純資産は、2022年10月1日を効力発生日として当社の普通株式1株につき3株の割合で分割した株式分割が期首に行われたと仮定して算出しています。
- (注4) 暫定的な会計処理の確定による影響、及び、会計方針の変更等に伴う影響については、当連結会計年度の期首残高に反映しており、過年度に遡及して反映していません。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区分	第136期 2022年度	第137期 2023年度	第138期 2024年度	第139期(当期) 2025年度
営業収益	983,554	1,024,291	1,097,714	1,058,070
経常損益	628,651	272,871	282,004	275,816
当期純損益	600,344	259,059	285,359	302,794
1株当たり 当期純損益	1,182.09円	530.49円	639.35円	721.90円
総資産	1,726,420	1,938,047	1,833,939	2,229,828
純資産	884,221	835,968	929,201	956,426
1株当たり純資産	1,739.97円	1,820.71円	2,144.01円	2,358.64円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は、自己株式を除いています。
- (注2) 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。
- (注3) 第136期の1株当たり当期純損益及び1株当たり純資産は、2022年10月1日を効力発生日として当社の普通株式1株につき3株の割合で分割した株式分割が期首に行われたと仮定して算出しています。

新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
報酬等の額	223
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	346

- (注1) 当社監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部門との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について確認を行ったうえ、会社法第399条第1項及び第3項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務等の対価を支払っています。
- (注4) 当社の重要な子会社のうち、(株)ユニエツクスNCT、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD.、及びNYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。
- (注5) 当期中に上記以外に前期の監査に係る追加報酬10百万円を会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に監査等委員全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であること、その他会計監査人の変更が相当であると認められる場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に係る取締役会の決議内容及び当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

【業務の適正を確保するための体制】

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備は、内部統制委員会における審議・確認を経て当社取締役会が決定しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンスに関する体制

- 1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び社規則等に従い、経営の基本方針を決定するとともに、必要に応じその他の重要事項を決定し又は報告を受ける。
- 2) 取締役会は、取締役及び執行役員の管掌又は担当業務等を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する。
- 3) 監査等委員会は、監査等委員会規則、及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役の職務執行を監査する。

(2) コンプライアンスに関する体制

- 1) 当社グループの企業理念、企業行動憲章を定め、役職員に適用される行動規準、社規則等を制定し、内部通報制度を整備する。
- 2) コンプライアンスに係る体制整備と活動を統轄するChief Compliance Officer (CCO) を設置し、コンプライアンス委員会がコンプライアンス状況を評価する。
- 3) 子会社等においても同様の体制整備を促進する。

(3) 財務報告に関する体制

- 1) 適正な会計処理と財務報告のための方針、業務規程等を定める。
- 2) 内部統制報告制度や有価証券報告書等の開示に係る委員会が、財務報告の適正性を確保するための体制の整備と運用状況を評価する。

(4) 内部監査に関する体制

内部監査部門が、内部監査に係る規則や基準等に基づき、当社及び子会社等の業務全般を、定期的に監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会や取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る重要な文書は、担当部署が適切に保存及び管理し、取締役はこれらの文書をいつでも閲覧できる。
- (2) グループ全体で統一した情報セキュリティ基準の整備とサイバーセキュリティ統制の強化を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 安全を最重要課題・当社グループにおける事業活動の基盤と位置付け、最適な安全管理体制を整備する。
- (2) リスク管理に係る方針と規則を定め、リスク管理委員会が、当社グループの最重要リスク・重要リスクを選定し、それらのリスクの管理本部を決定し、リスク傾向と対策の妥当性を評価する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制を採用し、執行役員が取締役会及び取締役からの委任に基づき、担当職務を執行する。
- (2) 取締役及び執行役員の管掌又は担当業務、社内各組織の業務分掌、役職員の職務権限及び取締役会等への付議基準、並びに役位毎の決裁基準を定める。
- (3) 取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、意思決定の迅速化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社等を管掌する部署が、子会社等の管理に係る社規則に従い、各子会社等の経営管理等を行う。
- (2) 当社から各子会社等に、取締役及び監査役等を派遣して業務の適正を確保する。
- (3) 子会社等の役職員も当社の内部通報制度を利用でき、子会社等で発生したコンプライアンス事案は、社規則に従って当社に報告される。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務執行を補助する部署を設置し、専任の使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (2) 当該使用人は監査等委員会の指揮命令下にあり、その人事考課は、常勤監査等委員が行う。また、当該使用人の人事異動及び懲戒処分については、監査等委員会の意見を最大限尊重する。

7. 監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員は取締役会のほか、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、意見を表明できる。
- (2) 当社グループに著しい損害が発生するおそれがある場合の、取締役及び執行役員による監査等委員会への報告義務を、社規則で定める。
- (3) 当社グループのコンプライアンス事案の、当社グループ役職員による監査等委員会への報告体制を整備する。
- (4) 内部通報者に関わる身元の秘匿と不利益取扱いを禁止する社規則を整備する。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の処理等に係る方針に関する事項、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。
- (2) 内部監査部門は、監査等委員会との間で、監査計画の策定や内部監査結果等につき、緊密に情報交換及び連携を図る。
- (3) 内部監査部門の長の人事異動については、監査等委員会の意見を尊重するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役等の職務の執行の適法性と効率性確保の取組み

- (1) 取締役会は、取締役会規則や付議基準等に基づいて運営され、取締役等の選解任や報酬については、指名諮問委員会や報酬諮問委員会における協議結果を踏まえて決定している。
- (2) 取締役会の実効性向上のため、取締役へのアンケートを実施して分析・評価及び課題の抽出を行い、必要に応じ取締役会運営方法の見直し等を行っている。
- (3) 取締役会は経営計画を決定し、業務執行取締役及び執行役員は、当該計画に沿って事業運営方針を策定し、実行している。

2. コンプライアンスに関する取組み

- (1) Chief Compliance Officer（CCO）は、コンプライアンス活動の年度方針と計画を策定し、期初のコンプライアンス委員会において承認を得ている。活動の状況、内部通報やコンプライアンス対応実績等は、期中のコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会において確認され、その概況は取締役会に報告されている。
- (2) 当社役職員にコンプライアンス意識調査を実施するとともに行動規準遵守の誓約を求め、役職員の職責等に応じたコンプライ

アンス教育・研修を実施する等、コンプライアンスを重視する個人の意識と企業文化の醸成に努めている。

- (3) 有事には社規則等に基づき速やかな是正と再発防止の実施を図り、重要な案件についてはコンプライアンス委員会を通じ取締役会に報告している。

3. 財務報告に関する取組み

- (1) 内部統制委員会に専門の部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案を審議している。
- (2) 適時適切な開示のため、半期毎に開催する有価証券報告書等確認委員会において、開示内容等について報告を行い、内部統制の整備及び運用状況の有効性評価を実施している。

4. 内部監査に関する取組み

- (1) 内部監査の結果は、監査対象の部門や子会社等に報告され、指摘事項について必要な対応が取られている。また、取締役会及び社長は、内部監査の結果と指摘事項への対応状況について報告を受けている。
- (2) 監査業務の有効性と効率性を確保するために、データ分析を活用した監査手法の高度化を図っている。

5. 情報管理、情報セキュリティに関する取組み

- (1) 情報管理については、内容の重要度に応じて閲覧手続き及び閲覧権限と保存期間を定め、効率的な事務処理と情報の共有化に努めている。
- (2) 情報の窃取やシステムの機能停止等を目的とするサイバー攻撃に対しては、グループ全体で統一した情報セキュリティ基準の整備、Security Operation Center(SOC)による常時監視、ゼロトラスト化を見据えたインフラ強化、セキュリティアセスメントとフォローアップの継続実施などを通じて、内部統制の基盤としてのサイバーセキュリティ統制を強化している。
- (3) 役職員一人ひとりのセキュリティリテラシー向上を目的として、定期的な標的型メール訓練や、eラーニング等の教育・啓発活動を実施し、組織全体のセキュリティレベル向上につなげている。

6. 安全とリスク管理に関する取組み

- (1) 「重大事故ゼロ」の目標を掲げ、安全管理のルールと仕組みを整備し、これらに基づき安全推進活動を行っている。船舶については当社の安全基準に基づく監査を実施し、安全水準の維持、向上に努めている。これらの活動については、安全・環境対策推進委員会において定期的にレビューを行っている。
- (2) リスク管理委員会において、現在のリスク管理状況と顕在化したリスク対策の妥当性を検証している。また、リスク一覧を更新し、リスク傾向や一定の基準等を踏まえ、翌事業年度における最重要リスク・重要リスクを選定し、それらのリスクの管理本部を決定するとともに、それらへの対策の妥当性を検証している。
- (3) リスク管理の実効性向上のため、外部専門家の知見を積極的に活用しながら、管理手法の中長期的なあり方の議論や改善を実施している。
- (4) 取締役会においても、監督・態勢・戦略の観点からリスク管理に関するテーマを抽出し、定期的に議論している。

7. 当社グループにおける業務の適正確保に関する取組み

- (1) 当社グループ共通の企業理念、行動憲章に基づき、各子会社等で行動規準を定めている。また、各子会社等の役職員から、各社の行動規準遵守に係る誓約を得ている。
- (2) 当社グループ運営上の基本事項に係る指針を定めた上で、子会社等が遵守又は参照すべき、会社運営、経理、コンプライアンス等、コーポレート関係の事項に関する「NYKグループスタンダード」を定め、その遵守状況を定期的に監査又は調査している。
- (3) 子会社等において、当社又は各社の内部通報窓口を周知し、利用を促進している。また、法務・コンプライアンスに係る研修の機会を、子会社等に提供している。

8. 監査等委員会の監査等に関する取組み

- (1) 当社の監査等委員会室は監査等委員会に直属し、所属する専任の使用人は、監査等委員会の監査等の補佐、監査等委員会の運営事務局等、監査等委員の補助業務を行っている。当該使用人は、監査等委員の指揮命令下にあり、その人事考課は常勤監査等委員が行う等、執行部門からの独立性を確保している。
- (2) 監査等委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席して意見を述べ、議事録や稟議書等の重要書類の閲覧や、関係者への聴取等により情報を収集している。
- (3) 当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることが発見された場合の報告に関しては社規則で定められており、コンプライアンス事案や内部通報の管理状況は監査等委員に定期的に報告されている。なお、社規則に従い、内部通報者の身元は秘匿されている。
- (4) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と相互に情報交換し、三者の監査の連携を通じて、監査等委員会の監査等の実効性及び効率の向上に努めている。
- (5) 監査等の実効性確保のため、監査等委員の職務執行に必要な費用は、会社が負担している。

連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	144,319	39,009	2,293,314	△131,968	2,344,675	56,815	36,833	421,267	59,284	574,200	51,097	2,969,973
暫定的な会計処理の確定による影響額											1,378	1,378
会計方針の変更による累積的影響額			4,893		4,893		△4			△4		4,889
上記影響を反映した当期首残高	144,319	39,009	2,298,208	△131,968	2,349,569	56,815	36,828	421,267	59,284	574,195	52,475	2,976,240
当連結会計年度中の変動額												
利益剰余金から資本剰余金への振替		258,975	△258,975		－							－
剰余金の配当			△132,974		△132,974							△132,974
親会社株主に帰属する当期純利益			211,750		211,750							211,750
自己株式の取得				△144,060	△144,060							△144,060
自己株式の処分		0		566	566							566
自己株式の消却		△258,975		258,975	－							－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		647			647							647
連結範囲の変動			△37		△37							△37
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）						5,210	△7,041	126,773	87,395	212,337	18,967	231,304
当連結会計年度中の変動額合計	－	647	△180,236	115,480	△64,108	5,210	△7,041	126,773	87,395	212,337	18,967	167,196
当期末残高	144,319	39,657	2,117,971	△16,487	2,285,461	62,025	29,787	548,040	146,679	786,533	71,442	3,143,437

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

① 連結の範囲に関する事項

(i) 連結子会社の数： 575社

主要な連結子会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10)重要な子会社等の状況 ①重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点及び新規設立等により85社を新たに連結の範囲に含め、清算終了等により24社を連結の範囲から除外しています。

上記のうち、日本貨物航空(株)他1社は株式交換したため、連結の範囲から除外しています。当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える見込みです。影響の概要は、連結損益計算書の売上高の減少等です。

また、Movianto International B.V.他41社は、株式の取得により連結の範囲に含めています。当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える見込みです。影響の概要は、連結損益計算書の売上高の増加等です。

(ii) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(iii) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、純利益の額のうち持分の合計額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社の総資産の合計額、売上高の合計額及び純利益、利益剰余金の額のうち持分の合計額等に比していずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

② 持分法の適用に関する事項

(i) 持分法適用会社の数

非連結子会社： 3社

関連会社： 243社

主要な関連会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10)重要な子会社等の状況 ②主要な関連会社の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点及び株式の取得等により12社を持分法適用の範囲に含め、株式の売却等により4社を持分法適用の範囲から除外しています。

(ii) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

(iii) 持分法非適用会社について持分法適用の範囲から除いた理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の純利益の額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社及び持分法適用会社の純利益の額のうち持分の合計額に比して少額であり、また利益剰余金等に及ぼす影響も軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

(iv) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が12月31日の持分法適用会社のうち、1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。上記以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社90社については、同日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

また、決算日が12月31日の会社7社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

12月31日決算の主要な会社

NYK LINE (CHINA) CO., LTD.

④ 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（主として定額法）

	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	市場価格のない株式等 デリバティブ	主として移動平均法による原価法 時価法
(ii)	棚卸資産 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア その他 リース資産	主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 主として定額法 主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法 主として定額法
	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
	なお、一部の在外連結子会社についてはIFRS第16号「リース」又はASU第2016-02号「リース」を適用しています。原則として、借手におけるすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっています。	
(iii)	重要な繰延資産の処理方法	社債償還期間にわたり月割償却しています。
(iv)	社債発行費 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
	賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
	役員賞与引当金	役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
	役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において内規に基づく期末要支給額を計上しています。
	株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
	特別修繕引当金	船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。
	契約損失引当金	定期備船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。 事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。
(v)	事業再編関連引当金 退職給付に係る会計処理の方法 i 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として、給付算定式基準によっています。 ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として８年）による定額法により費用処理することとしています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。	
(vi)	重要な収益及び費用の計上基準	顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(全事業全般)

当社グループは、主に定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業、航空運送事業、物流事業及びその他事業を営んでいます。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業、航空運送事業、物流事業及びその他事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として、進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。通常は下記の時点で、当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。また、ステップ1からステップ5に関する事項で、事業別に記載することがより適切であると判断した事項は、下記に記載をしています。

(1)海運業に係る収益（定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業）

海運業（定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業）については、傭船契約等（連続航海傭船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期傭船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期傭船除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち、ドライバルク事業、エネルギー事業については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期傭船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

顧客からの対価は、定期傭船の場合は、通常、履行義務の提供前に顧客から収受し、収受より1年以内に履行義務を充足しています。定期傭船以外の場合は、通常、履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、主に航海数、運賃率、滞船料及び早出料等の変動要素があり、変動対価を含みます。

連続航海傭船契約及び数量輸送契約に係る変動対価（取引価格）の履行義務への配分は、変動性のある支払の条件が、航海ごとの運送サービスに個別に関連していること及び契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した場合、個別の航海ごとに発生する変動対価の額のすべてを個別の航海ごとの運送サービスに配分することが、権利を得ると見込む対価の額を描写するため、個別の航海ごとの運送サービスへ配分しています。

なお、裸傭船契約については、主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

(2)航空業に係る収益（航空運送事業）

航空運送事業については、輸送サービス契約等の契約に基づき、顧客に対して、航空機貨物輸送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。航空機貨物輸送サービスの場合は、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

(3)物流業に係る収益（物流事業）

物流事業については、運送契約等の契約に基づき、顧客に対して、国際貨物輸送サービス（海上・航空）及びロジスティクスサービス（陸運・倉庫）等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。国際貨物輸送サービス（海上・航空）の場合は、船舶及び航空機の運送期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。また、ロジスティクスサービス（陸運・倉庫）の場合は、運送期間、保管期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

(4)その他の収益（その他事業）

その他事業については、顧客に対して、主に船舶燃料の補油サービス、燃料販売等を提供しており、当該履行義務は、受渡時点において、顧客が船舶燃料の補油サービス、燃料販売等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

また、不動産賃貸業等を営んでおり、これは主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

(vii) 重要なヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対しては燃料油スワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

(viii) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間～20年間の均等償却を行っています。

(ix) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 支払利息の処理方法

支払利息については原則として発生時の費用処理としていますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限りて建造期間中の支払利息を事業用資産の取得原価に算入しています。

ii グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

(2) 会計方針の変更に関する注記

(持分法適用関連会社における国際財務報告基準に基づく会計処理の適用)

当社の持分法適用関連会社であるNYK Stolt Tankers, S.A.は同社の連結計算書類を、従来は日本基準を適用し作成していましたが、当連結会計年度の期首より国際財務報告基準(IFRS)を適用し作成しています。

これに伴い、当社は当連結会計年度の期首よりIFRSに準拠して作成された同社の連結計算書類を基礎として持分法を適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用しております。

この変更は、同社のオランダへの本社移転及び効率的なグローバル経営のさらなる推進等を目的として行うものです。

また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当期首残高の利益剰余金が4,893百万円増加、繰延ヘッジ損益が4百万円減少しております。

(3) 収益認識に関する注記

①顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主に定期船事業、航空運送事業、物流事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業及びその他事業を営んでいます。また、各事業の主な財又はサービスの種類は、これらの事業と同様の情報であるため、記載を省略しています。なお、当連結会計年度の連結損益計算書に計上している「売上高」は、主に「顧客との契約から生じる収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は、主にリース取引に係る金額であり、その金額に重要性がないため売上高に含めて開示しています。

当連結会計年度の各事業の売上高は、次のとおりです。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	ライナー&ロジスティクス事業			自動車事業	ドライバルク事業	エネルギー事業	その他事業	調整額 (注)	合計
	定期船事業	航空運送事業	物流事業						
売上高	180,938	41,102	804,767	526,883	551,060	236,990	181,381	△99,435	2,423,689

（注）事業部門間の内部売上高又は振替高を相殺しています。

②顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 ④会計方針に関する事項 (vi) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

③当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(i) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度の顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権（※）	320,387	370,557
契約資産	29,434	27,493
契約負債	54,047	63,411

（※）顧客との契約から生じた債権には、リース取引等に係る金額が含まれていますが、その金額に重要性がないため顧客との契約から生じた債権に含めて開示しています。

当社グループが通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを契約資産として表示しています。契約資産は通常、顧客が対価を支払う、又は支払期限が到来する前に当社グループが財又はサービスを顧客へ移転する場合に増加し、対価に対する当社グループの権利が無条件になることにより減少します。当社グループが通常の営業活動において、顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。また、定期備船を除いた、海運業（定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業）においては、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で運賃（滞船料及び早出料等除く）が法的な請求権として確定します。契約資産は、運送サービス（定期備船除く）の期間に空船廻航期間を含むドライバルク事業、エネルギー事業の取引で発生し、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は通常、当社グループが財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受取った場合に増加し、当社グループが履行義務を充足することにより減少します。契約負債の減少要因は、主として履行義務の充足によるものです。増加要因は、主として前受の増加によるものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは、49,340百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(ii) 残存履行義務に配分した取引価格

実務上の便法を適用し注記を省略した取引を除き、当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

また、以下の残存履行義務に配分した取引価格に関しては、実務上の便法を適用し注記を省略しています。

海運業（定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業）に係る連続航海傭船契約及び数量輸送契約については、市場環境の変化による影響を安定化させる観点から、顧客との長期契約に重点を置いています。一方、当該連続航海傭船契約及び数量輸送契約に係る収益は、取引価格に航海数、運賃率等の変動要素があることから変動対価に該当します。当該変動対価は、収益認識に関する会計基準第72項の要件に従って、個別の航海ごとの運送サービスに配分される変動対価であるため、完全に未充足の履行義務に配分される変動対価として、注記を省略しています。当該変動対価は履行義務の進捗につれて解消され、最長23年以内に収益計上します。

定期傭船契約については、提供した時間に基づき顧客に請求する権利を有する契約であり、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している額で収益を認識しているため、注記を省略しています。

当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記を省略しています。

(4) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

・当連結会計年度の固定資産計上額は、主に船舶911,111百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

減損の兆候を識別した資産又は資産グループ（以下、資産グループ）について、割引前将来キャッシュ・フロー、使用価値又は正味売却価額に基づき減損損失の認識・測定を実施しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃及び傭船料等の市況並びに貨物需要等に関する将来の見通しです。また、将来キャッシュ・フローの算定期間は、当該資産グループに属する船舶等の平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は、主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃又は傭船料等の市況若しくは貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や、船舶等の評価額が低下した場合には、新規又は追加の減損損失を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

・当連結会計年度の繰延税金資産計上額は、12,211百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、運賃及び傭船料等の市況並びに貨物需要等に関する将来の見通しです。

事業計画の前提となっている運賃又は傭船料等の市況若しくは貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合には、繰延税金資産の取崩が発生する可能性があります。

(5) 連結貸借対照表に関する注記

①	棚卸資産の内訳	
	商品及び製品	5,878百万円
	仕掛品	476百万円
	原材料及び貯蔵品	66,216百万円

② 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産

現金及び預金	672百万円
受取手形、営業未収入金及び契約資産	5,618百万円
船舶（注）	58,563百万円
建物及び構築物	2,161百万円
機械装置及び運搬具	586百万円
土地	932百万円
ソフトウェア	31百万円
投資有価証券（注）	261,460百万円
投資その他の資産の「その他」	131百万円
計	330,159百万円

(ii) 担保に係る債務

支払手形及び営業未払金	2百万円
短期借入金	13,241百万円
長期借入金	30,837百万円
計	44,081百万円

（注）船舶のうち1,973百万円及び投資有価証券のうち261,460百万円は関連会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

③	有形固定資産の減価償却累計額	1,548,378百万円
---	----------------	--------------

④ 偶発債務

(i)	保証債務等	231,586百万円
-----	-------	------------

(ii) 当社グループが船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は29,665百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は2032年10月までの間に終了します。

(iii) 当社グループは、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

408,780,000株

② 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会 (注1)	普通株式	84,571	195	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年11月6日 取締役会 (注2)	普通株式	48,403	115	2025年9月30日	2025年12月3日
計		132,974			

(注1) 2025年6月18日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金59百万円が含まれています。

(注2) 2025年11月6日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれています。

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月17日 定時株主総会 (注)	普通株式	46,662	115	2026年3月31日	2026年6月18日
計		46,662			

(注) 2026年6月17日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金30百万円が含まれています。

(7) 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入又は社債によります。受取手形、営業未収入金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。借入金及び社債についての用途は船舶や輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対するものであり、金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を実施しています。なお、デリバティブ取引は社内規程等に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

② 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(i) 有価証券及び投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	114,753	114,753	－
関連会社株式	34,411	36,639	2,227
(ii) 長期貸付金	44,751	42,154	△2,596
(iii) 社債	142,000	137,073	△4,926
(iv) 長期借入金	609,512	603,366	△6,145
(v) リース債務	254,795	255,533	737
(vi) デリバティブ取引 (※3)	89	89	－

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び営業未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(i) 有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
関係会社株式	1,780,436
非上場株式	42,059
その他	3,762
合 計	1,826,258

(※3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式、国債がこれに含まれます。一方、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）、金利関連取引（金利スワップ）、商品関連取引（運賃（備船料）先物取引、燃料油スワップ等）であり、時価を算定する評価技法に使用されるインプットは主に為替レート、金利、先物取引相場価格等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

す。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローとTORFの利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額（＊）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(8) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しています。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は796百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び連結決算日における時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
12,011	11,770	23,782	100,599

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は建物の建設（4,859百万円）、用途変更（4,569百万円）、不動産取得（3,994百万円）による増加であり、主な減少額は減価償却（1,673百万円）による減少です。

(注3) 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

(9) 1株当たり情報に関する注記

①	1株当たり純資産額	7,575円98銭
②	1株当たり当期純利益	504円85銭

(10) 企業結合・事業分離に関する注記

① 株式取得による企業結合

当社は、2025年7月7日の取締役会においてMovianto International B.V.（以下、Movianto社）の全株式を取得することを決定しました。これに基づき、当社の連結子会社であるYusen Logistics (Europe) B.V.（以下、YLEU社）は、2025年7月16日にプットオプション契約を、2025年8月1日に当該プットオプション行使を受けた株式譲渡契約を、それぞれMovianto社の100%株主であるWalden Group International Holding B.V.と締結しました。本株式取得は、2025年12月10日付で実施し、Movianto社の全株式を取得しました。

(i) 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称： Movianto International B.V.

事業の内容： ヘルスクエア及び医薬品のサプライチェーン全体を網羅した物流及び輸送サービス

(b) 企業結合を行った主な理由

郵船ロジスティクスグループは、長期的に安定成長が見込まれるヘルスケア物流を重点分野の一つとして事業拡大に取り組んでおり、グループ各社を通じて世界各国・地域で提供する医療・医薬品物流サービスを強化してきました。本件によってWaldenグループのヘルスケア物流事業がグループに加わることにより、欧州各国でのヘルスケア物流に関する事業規模が飛躍的に拡大するだけでなく、対象事業の持つ高度な専門性と郵船ロジスティクスグループのグローバルネットワークを統合し、さらに付加価値の高いサービスを幅広い市場で提供することが可能になります。

日本郵船グループは2023年3月に発表した中期経営計画で、中核事業である物流事業を重点投資分野と位置付けています。本件は、2024年2月に英国のeコマース向け配送プラットフォーム事業会社を買収した案件や同年4月にオランダの自動車部品配送会社を買収した案件に続き、日本郵船グループの物流事業の提供サービスを拡大し、事業基盤を大幅に強化するものです。

(c) 企業結合日

2025年12月10日（みなし取得日2025年12月31日）

(d) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(e) 結合後企業の名称

Movianto International B.V.

(f) 取得した議決権比率

100%

(g) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるYLEU社が現金を対価として株式を取得し、議決権の100%を取得したこと

(ii) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

Movianto社及びそのグループ会社は12月決算会社であるため、当連結会計年度の連結計算書類に被取得企業の業績は含まれていません。

(iii) 取得原価の算定等に関する事項

(a) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 約1,270百万ユーロ（約234,174百万円 ※）

取得原価 約1,270百万ユーロ（約234,174百万円 ※）

※ 1 ユーロ184.33円で換算

(b) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,060百万円

(iv) 取得原価の配分に関する事項

(a) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

流動資産 114,543 百万円

固定資産 98,802 //

資産合計 213,345 //

流動負債 130,141 //

固定負債 59,716 //

負債合計 189,857 //

(b) 取得原価の配分

専門家による資産・負債の評価手続中であるため、取得原価の配分は完了していません。

(c) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額 210,858 百万円（取得原価の配分前）

発生原因 取得原価と、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額から、のれんが発生しています。

なお、翌連結会計年度に実施予定の取得原価の配分による資産・負債の純額に変動については、のれんの金額の修正として会計処理されます。

償却方法 均等償却

償却期間 20年

② 子会社株式の株式交換

日本貨物航空株式会社は、当社がANAホールディングス株式会社との間で締結した2023年7月10日付株式交換に関する最終合意書に基づき、株式交換契約を締結し、2025年8月1日に当該株式交換を実施しました。

事業分離の概要

(i) 分離先企業の名称

株式交換完全親会社： ANAホールディングス株式会社（以下、ANAHD）

(ii) 分離した事業の内容

株式交換完全子会社： 日本貨物航空株式会社（以下、NCA）

事業の内容： 航空運送事業

当社との主な取引内容： 資金の貸付け（当社貸付金残高77,075百万円（第1四半期連結会計期間末時点））

(iii) 事業分離を行った主な理由

当社は、NCA設立以来、主要株主としてその経営に関与してきましたが、運航・整備体制の拡充のための継続的な機材導入、運航・整備に従事する人員の継続的な育成には相応のコストを要することとなり、NCAは、近年「コロナ禍でも物流を止めない」との使命の下でサービスを継続するなど、航空運送事業を通じて社会に価値を提供し続けてきましたが、当社としては、今後長期的な視点で環境対応も含めて更に成長し、企業価値向上を実現するためには、同じ事業を営み、これまでも整備体制強化に向けた人的支援を受けてきたANAHDへの譲渡が最善の施策であるとの考えから、当社が保有するNCAの株式の全てをANAHDに譲渡すべく、ANAHDとの間で株式交換を実施するに至りました。

(iv) 事業分離日（株式交換効力発生日）

2025年8月1日（みなし譲渡日2025年7月1日）

(v) その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）

ANAHDを株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換による事業分離

(a) 本株式交換の方式

受取対価を分離先企業の株式とする株式交換

(b) 本株式交換に係る割当ての内容

	ANAHD (株式交換完全親会社)	NCA (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.009815
本株式交換により交付する株式数	ANAHD 普通株式：3,926,000 株	

(c) 株式交換比率の算定根拠

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を期すため、当社、NCA及びANAHDから独立した第三者算定機関としてEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」）を選定しました。当社及びANAHDは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ね、EYの算定結果の範囲内であり、公正妥当な水準にあるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を実施しました。

(d) 受取対価

11,024百万円（株式交換効力発生日のANAHD普通株式の株価2,808円）

(e) 株式交換後の持分比率

株式交換によりNCAの発行済株式の全てを譲渡するため、株式交換後の持分比率は0%となります。これにより、NCAは当社の連結子会社から除外しています。

(vi) 実施した会計処理の概要

(a) 移転損益の金額

△7,057百万円（関係会社株式交換損）

(b) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 27,387百万円

固定資産 92,225 //

資産合計 119,612 //

流動負債 36,457 //

固定負債 65,002 //

負債合計 101,459 //

(c) 会計処理

当該移転した事業の連結上の帳簿価額とその受取対価との差額を、特別損失に計上しました。

(vii) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

航空運送事業

(viii) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 39,616百万円※

営業利益 999 // ※

※内部取引消去前の売上高は41,102百万円、営業利益は2,439百万円です。

(11) その他の注記

記載金額の表示について

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(12) 重要な後発事象に関する注記

- ① 自己株式の取得
当社は、2025年5月8日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項の規定による当社定款第44条の定めに基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施しました。なお、当該取得をもって、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。
- (i) 取得した株式の種類 普通株式
(ii) 取得した株式の総数 1,934,800株
(iii) 株式の取得価額の総額 11,588,792,378円
(iv) 取得期間 2026年4月1日～2026年4月30日
(v) 取得方法 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(ご参考)

(i) 2025年5月8日開催の取締役会における決議内容

a	取得対象株式の種類	普通株式
b	取得する株式の総数	48,000,000株（上限）
		（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合11.1%）
c	株式の取得価額の総額	1,500億円（上限）
d	取得期間	2025年5月9日～2026年4月30日
e	取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(ii) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

- a 取得した株式の総数 28,779,900株
b 株式の取得価額の総額 149,999,675,747円
- (iii) 消却した自己株式
a 消却した株式の総数 25,321,600株
b 消却日 2026年3月25日
- (iv) 消却する自己株式
a 消却する株式の総数 3,458,300株
b 消却予定日 2026年5月29日

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					圧縮 記帳積立金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	144,319	30,191	－	5,888	1,234	848,989	△131,962	898,661	54,243	△23,703	929,201
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△132,974		△132,974			△132,974
圧縮記帳積立金の取崩					△131	131		－			－
当期純利益						302,794		302,794			302,794
自己株式の取得							△144,060	△144,060			△144,060
自己株式の処分			0				566	566			566
自己株式の消却			△258,975				258,975	－			－
利益剰余金から資本剰余金への振替			258,975			△258,975		－			－
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）									324	575	899
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△131	△89,024	115,480	26,325	324	575	27,225
当期末残高	144,319	30,191	－	5,888	1,103	759,964	△16,481	924,986	54,568	△23,128	956,426

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 子会社及び関連会社株式 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 市場価格のない株式等	償却原価法（定額法） 移動平均法による原価法 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法	先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
④ 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 船舶及び建物 その他	定額法 定率法 ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっています。
無形固定資産（リース資産を除く） のれん ソフトウェア その他 リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	20年以内の均等償却 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 定額法 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
⑤ 繰延資産の処理方法 社債発行費	社債償還期間にわたり月割償却しています。
⑥ 引当金の計上基準 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
契約損失引当金	定期傭船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

関係会社船舶投資損失引当金

船舶保有関係会社が調達し当社が定期備船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年から費用処理することとしています。

特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

⑦ 収益及び費用の計上基準

(i) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

当社は、主に定期船事業、自動車事業、ドライバルク事業、エネルギー事業等を営んでおり、備船契約等（連続航海備船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期備船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期備船除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち、ドライバルク事業、エネルギー事業については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期備船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

(ii) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

⑧ ヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

⑨ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(2) 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (3) 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(3) 会計上の見積りに関する注記

関係会社船舶投資損失引当金

・当事業年度の関係会社船舶投資損失引当金計上額は、30,342百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

船舶保有関係会社が調達し当社が定期備船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込み額を計上しています。

将来の損失見込み額の算定は、当該船舶の帳簿価額、将来キャッシュ・フローの割引現在価値及び正味売却価額等を基礎として行っています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃及び備船料等の市況並びに貨物需要等に関する将来の見通しです。また、将来キャッシュ・フローの算定期間は、当該資産グループに属する船舶平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は、主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃又は備船料等の市況若しくは貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や船舶の評価額が低下した場合には新規又は追加の繰入を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度の繰延税金資産計上額（繰延税金負債と相殺前の金額）は、44,895百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載した内容と同一です。

関係会社株式の評価

・当事業年度の関係会社株式の計上額は763,551百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない関係会社株式については、実質価額が期末日の貸借対照表価額と比較して著しく低下している場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

実質価額は、当該関係会社の財務数値等を用いて算定しています。回復可能性の判断は、関係会社の事業計画等に基づいて行われており、将来の不確実な経済環境の変動などによって回復可能性が損なわれる場合には、新規又は追加の関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

関係会社貸付金に対する貸倒引当金

・当事業年度の関係会社貸付金残高は565,229百万円、貸倒引当金計上額は1,866百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金について、個別に回収可能性を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額を貸倒引当金へ計上しています。財務内容評価法を採用するに際し、債務者である関係会社の支払能力を総合的に判断しています。関係会社の支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、並びに、その他債権回収に關係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断しています。

関係会社の経営状態により追加の貸倒引当金の繰入又は戻入が生じる可能性があります。

(4) 貸借対照表に関する注記

① 担保に供している資産

船舶	－百万円
関係会社株式及び出資金（注）	134,428百万円
計	134,428百万円

(注) 関係会社株式及び出資金134,428百万円は関係会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

② 有形固定資産の減価償却累計額 133,699百万円

- ③ 偶発債務
- (i) 保証債務等 557,672百万円
- (ii) 当社は、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。
- ④ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- | | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 262,007百万円 |
| 長期金銭債権 | 563,940百万円 |
| 短期金銭債務 | 173,579百万円 |
| 長期金銭債務 | 654百万円 |

(5) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益（海運業収益、その他事業収益） 149,479百万円

営業費用（海運業費用、その他事業費用、一般管理費）

356,186百万円

営業取引以外の取引による取引高

251,215百万円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,281,175株

（注）当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が264,057株含まれています。

(7) 税効果会計に関する注記

- ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
- 繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。
- ② 法人税及び、地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
- 当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

(8) 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	日本貨物航空株式会社	－ (注1)	資金の援助	資金の回収 (注2)	85,025	－	－
				利息の受取	332	－	－
子会社	NYKバルク・プロジェクト株式会社	所有 直接100%	資金の受入	資金の受入 (注3)	5,675	預り金	35,511
				利息の支払	197	－	－
子会社	郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社	所有 直接100%	増資の引受 資金の援助 役員の兼任	増資の引受 (注4)	108,000	－	－
				資金の貸付 (注5)	98,214	短期貸付金 長期貸付金	92,405 5,809
				利息の受取	786	その他流動資産	700
子会社	SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	所有 間接100%	資金の援助	資金の貸付 (注5)	3,225	短期貸付金 長期貸付金	3,943 49,534
				利息の受取	2,790	その他流動資産	825
子会社	NYK ITF (CAYMAN) LTD.	所有 間接100%	資金の援助 債務保証等	資金の貸付 (注5)	2,111	短期貸付金	31,336
				利息の受取	1,650	その他流動資産	30
				債務保証等 (注6)	98,006	－	－
子会社	GREEN BULL ONE CORPORATION	所有 間接100%	債務保証等	債務保証等 (注6)	26,648	－	－
子会社	船舶保有・貸渡関係会社 251社	所有 直接100% (251社)	資金の援助 債務保証等 備船契約	資金の回収 (注5)	1,466	短期貸付金 (注7) 長期貸付金 (注7)	39,828 245,337
				リース債権・投資資産の増加 (注8)	55,040	リース債権 (一年内) リース債権 (一年超) リース投資資産 (一年内) リース投資資産 (一年超)	20,053 155,341 4,205 24,130
				利息の受取	19,953	その他流動資産	2,965
				備船料の支払 (注9)	173,533	営業未収金 営業未払金 繰延及び前払費用	5,220 9,050 88
				債務保証等 (注6)	177,219	－	－
関連会社	FRANCE LNG SHIPPING S.A.S.	所有 直接50%	資金の援助	資金の貸付 (注5)	4,826	長期貸付金	30,588
				利息の受取	2,011	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当事業年度において関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載しています。
(注2) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保を受け入れています。
(注3) 資金の受入条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は差し入れていません。
(注4) 1株につき10,000円で引き受けたものです。
(注5) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保を受け入れていません。
(注6) 債務保証等については、保証形態を勘案して保証料を設定しています。
(注7) 子会社への貸付金に対し、合計1,403百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、合計90百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。
(注8) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。
(注9) 子会社で発生したコスト相当額を備船料として支払っています。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 2,358円64銭
② 1株当たり当期純利益 721円90銭

(10)連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

(11)その他の注記

記載金額の表示について

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(12)重要な後発事象に関する注記

- ① 自己株式の取得
- 当社は、2025年5月8日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項の規定による当社定款第44条の定めに基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施しました。なお、当該取得をもって、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。
- (i) 取得した株式の種類

普通株式
- (ii) 取得した株式の総数

1,934,800株
- (iii) 株式の取得価額の総額

11,588,792,378円
- (iv) 取得期間

2026年4月1日～2026年4月30日
- (v) 取得方法

東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(ご参考)

(i) 2025年5月8日開催の取締役会における決議内容

a	取得対象株式の種類	普通株式
b	取得する株式の総数	48,000,000株（上限）
		（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合11.1%）
c	株式の取得価額の総額	1,500億円（上限）
d	取得期間	2025年5月9日～2026年4月30日
e	取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(ii) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

- a 取得した株式の総数

28,779,900株
- b 株式の取得価額の総額

149,999,675,747円
- (iii) 消却した自己株式

a 消却した株式の総数

25,321,600株

b 消却日

2026年3月25日
- (iv) 消却する自己株式

a 消却する株式の総数

3,458,300株

b 消却予定日

2026年5月29日